

三世代で同居や近居を始める方に 助成金を交付します

この事業は、「三世代で同居または近居」を始める「三世代家族（親・子・孫）」に対して、「住宅の取得など（新築・購入・増改築・リフォーム）」に要する費用の一部について助成金を交付するものです。
※平成28年3月31日以前に市内

■助成金額

三世代同居 などの種別	助成金の上限額			
	新築・購入		増改築・リフォーム	
	地元事業者	地元以外の事業者	地元事業者	地元以外の事業者
同居 (市内の同一住宅に居住)	100万円	60万円	70万円	50万円
近居 (同居以外で市内に居住)	80万円	60万円	60万円	50万円

※地元事業者：市内に本社・本店がある事業者

三世代で同居または近居している方は、この事業の対象外です。

■助成金額

「助成対象経費の2分の1の額」と、上表の「三世代同居等の種別」に応じた「助成金の上限額」のいずれか低い方の額となります。

■助成要件

助成にあたっての主な要件は次のとおりです。

○親世帯または子世帯の一方が

人権教室を開催しました

人権擁護委員による人権教室が、昨年10月と12月にわかき幼稚園、十和小学校、豊小学校でそれぞれ開催されました。参加した園児・児童たちは、人権擁護委員の話に熱心に耳を傾け、人権の大切さを学びました。

人権擁護委員は、市民の皆さんの相談パートナーです。女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど身近な問題を解決する方法を、相談者と一緒に考えます。毎月1回「人権相談所」を開

つくばみらい市に継続して1年以上居住していること。

○親世帯または子世帯の一方が市外に1年以上居住し、平成28年4月1日以降つくばみらい市に転入すること。

○18歳未満の孫がいること（出産予定の胎児を含む）。

○三世代で同居または近居を3年以上継続する見込みがあること。

○住宅の取得などの日が、平成28年4月1日以降であること。

問 伊奈庁舎みらいまちづくり課
☎58・2111（内線1205）



豊小での人権教室の様子(12月16日)

設していますので、お気軽にご相談ください。

こんにちは！ 地域包括支援センターです！

地域包括支援センターでは、昨年12月3日にきらくやまふれあいの丘・世代ふれあいの館で、『いつまでも安心して在宅で過ごすために』と題し、みらい訪問看護ステーション片山とよ子氏による講演会を開催しました。

ような講演会があったら参加してみたい」などの声が寄せられました。平成29年度も、在宅医療・介護の連携推進事業の一環として開催を予定しています。

問 地域包括支援センター(伊奈庁舎内) ☎57・0203

当日は、50人以上の方の参加をいただきました。講演では「末期癌の方に対する看護方法について」「床ずれのある方に対する対処方法」などお話しいただきました。



講演に熱心に耳を傾ける参加者の皆さん